

# 県税の課税免除・不均一課税の手引き

(令和3年10月 一部改正版)

## 【課税免除】

- 三重県過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する地域）
- 三重県離島振興対策実施地域（離島振興法第2条第1項に規定する地域）
- 三重県地方活力向上地域（地域再生法第5条第4項第5号に規定する地域）

## 【不均一課税】

- 三重県半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項に規定する地域）
- 三重県地方活力向上地域（地域再生法第5条第4項第5号に規定する地域）

三重県

## 1. 制度の概要

三重県では、大都市における人口や産業の過度の集中を防止し、地域格差の是正と地域振興を図るため、過疎、離島、半島地域において事業活動を行う法人や個人に対して一定の要件を満たした場合に、法人事業税（所得割）、個人事業税、不動産取得税、県固定資産税（※1）について、税金の全額を免除する「課税免除」や一部を免除する「不均一課税」の制度を条例により定めています。

対象となるのは、「三重県過疎地域」、「三重県離島振興対策実施地域」、「三重県半島振興対策実施地域」、「三重県地方活力向上地域」の各地域内において、特定の業種の用に供する設備の取得等（※2）をした者に対し、課税免除又は不均一課税を行うものです。

※1 「県固定資産税」とは、法律で定める一定限度以上の償却資産（大規模償却資産）に対して、県が課税する税金です。市町村の固定資産税ではありません。

※2 「三重県過疎地域」内において行う課税免除の場合、対象の設備投資が「設備の新設又は増設」から「取得等」に拡充されました。「設備の取得等」とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含みます。ただし、資本金等の額が5,000万円超の法人については、新設又は増設に係る取得等に限りません。

## 2. 課税免除等の対象地区

### （1）三重県過疎地域（根拠法：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

指定地域	公示日	適用対象期間	備考
松阪市（対象地域は旧飯南町、旧飯高町）	令和3年4月1日	令和6年3月31日まで	令和3年4月1日より、新たに過疎地域の要件に該当する市町村：志摩市（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町）、伊賀市（旧島ヶ原村）
尾鷲市			
鳥羽市			
熊野市			
志摩市（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町）			
伊賀市（旧島ヶ原村）			
多気郡大台町			
度会郡大紀町			
度会郡南伊勢町			
北牟婁郡紀北町			
津市（旧美杉村）			津市（旧美杉村）は経過措置により令和8年度まで対象地域

\* 過疎対策の理念を「過疎地域の持続的発展」に改めることとされたことから、過疎地域自立促進特別措置法が廃止され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。（施行日：令和3年4月1日）

\* 指定地域は、市町村計画に記載された産業振興促進区域です。

(2) 三重県離島振興対策実施地域（根拠法：離島振興法）

指定地域	公示日	適用対象期間	備考
鳥羽市神島	平成5年4月1日	令和5年3月31日まで	
鳥羽市答志島			
鳥羽市菅島			
鳥羽市坂手島			
志摩市磯部町渡鹿野島			
志摩市志摩町間崎島			

\* 指定地域は、市町が産業振興促進計画を策定し、関係大臣が指定する地区に限ります。

(3) 三重県半島振興対策実施地域（根拠法：半島振興法）

指定地域	指定日	適用対象期間	備考
伊勢市	昭和61年6月27日	令和5年3月31日まで	
松阪市（対象地域は旧松阪市、旧飯南町、旧飯高町）			
尾鷲市			
鳥羽市			
熊野市			
志摩市			
多気郡多気町			
多気郡明和町			
多気郡大台町			
度会郡玉城町			
度会郡南伊勢町			
度会郡大紀町			
度会郡度会町			
北牟婁郡紀北町			
南牟婁郡御浜町			
南牟婁郡紀宝町			

\* 指定地域は、市町が産業振興促進計画を策定し、関係大臣が指定する地区に限ります。

(4) 三重県地方活力向上地域（根拠法：地域再生法）

指定地域	公示日	適用対象期間	備考
県内各市町において指定された区域	平成27年10月2日	地方活力向上地域特定施設整備計画の認定を受けた日の翌日から2年以内（公示日から令和4年3月31日まで）	

\* 地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新增設した認定事業者に限ります。

例) 東京23区に本社を置く企業が指定された区域に本社機能を有している業務設備を移転。

この制度の詳細につきましては、「三重県のホームページ>観光・産業・しごと>企業誘致>企業誘致総合>企業立地の優遇制度・支援サービス>企業の本社機能移転等」をご覧ください。

3. 課税免除の内容（※事業年度により下記と異なる場合があります。）

区分	要件			事業税		不動産取得税		県固定資産税（大規模償却資産）
	対象となる事業	特別償却設備の取得価額の要件※1	青色申告の要否	課税免除がでる期間	課税免除額	対象となる不動産	課税免除額	
過疎地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> <li>●情報サービス業等（R3.4.1から）※2</li> <li>●農林水産物等販売業※3</li> <li>●旅館業（下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。）</li> </ul>	【別表1】のとおり	要	3年間	下記（A）の計算のとおり	〔建物〕 設備に係る工場用建物等 〔土地〕 取得後1年以内に工場用建物等の建設に着手した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額×税率	〔免除期間〕 3年間  〔免除額〕 対象部分の課税標準額×税率
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●畜産業</li> <li>●水産業</li> </ul>	—	否	5年間（個人事業税のみ） ※法人の適用なし 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合				
離島振興対策実施地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> <li>●情報サービス業等※2</li> <li>●農林水産物等販売業※3</li> <li>●旅館業（下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。）</li> </ul>	【別表1】のとおり	要	3年間	下記（A）の計算のとおり	〔建物〕 設備に係る工場用建物等 〔土地〕 取得後1年以内に工場用建物等の建設に着手した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額×税率	〔免除期間〕 3年間  〔免除額〕 対象部分の課税標準額×税率
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●畜産業</li> <li>●水産業</li> <li>●薪炭製造業</li> </ul>	—	否	5年間（個人事業税のみ） ※法人の適用なし 自家労力による労働日数が1/3を超え1/2以下の場合				
地方活力向上地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域再生法に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、適用の対象となる期間に、特定業務施設（※4）を新増設した認定事業者</li> </ul>	3,800万円以上（中小事業者等1,900万円以上）※5	否	対象外		〔建物〕 特定業務施設の用に供する建物  〔土地〕 取得後1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手した場合の敷地で特定業務施設の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額×税率	〔免除期間〕 1年間（2、3年目は不均一課税）  〔免除額〕 対象部分の課税標準額×税率

- ※1 「設備」とは、機械及び装置、建物及びその附属設備等の減価償却資産のうち、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に直接供されるものに限ります。  
 なお、設備を構成する減価償却資産は、原則として所得税又は法人税において租税特別措置法第12条第1項・第3項又は第45条第1項・第2項の規定による特別償却等の適用を受けたものであることを要します。(なお、特別償却等を受けていない場合は、を受けていない旨の理由書が必要です。)  
 また、新增設には、既存設備の取替えや更新を含みますが、この場合の減価償却資産の取得価額要件は、設備能力の増加分相当額となります。
- ※2 情報サービス業等とは①情報サービス業、②有線放送業、③インターネット付随サービス業、④コールセンターに係る事業を指します。
- ※3 農林水産物等販売業とは、当該地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業です。
- ※4 特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営している業務施設をいい、登記簿上の「本店」であるという形式的判断ではなく、実際に本社機能を有している業務設備をいいます。具体的には、事務所、研究所、研修所であって、生産や販売等の部門のために使用されるものは含みません。
- ※5 中小事業者等とは、中小事業者(租税特別措置法第10条第7項第6号)、中小企業者(租税特別措置法第42条の4第8項第7号)及び中小連結法人(租税特別措置法第68条の9第8項第6号)をいいます。

【別表1】

資本金の額等	取得価額の合計額
5,000万円以下・個人	500万円以上
5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上
1億円超	2,000万円以上

※情報サービス業等、農林水産物販売業は左表に関わらず500万円以上。  
 ※過疎法については、資本金の額等が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限り。  
 ※対象資産について市町の産業振興促進計画に適合している旨の市町発行の証明書が必要。

(A) 事業税の免除税額 (課税免除)

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{個人：当該年の所得金額}} \times \frac{\boxed{\text{取得等をした設備に直接従事する従業者数 ※イ}}}{\boxed{\text{県内の従業者数 ※ウ}}} \times \boxed{\text{税率}} \\
 & \boxed{\text{法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア}} \times \frac{\boxed{\text{取得等をした設備に直接従事する従業者数 ※イ}}}{\boxed{\text{県内の従業者数 ※ウ}}} \times \boxed{\text{税率}}
 \end{aligned}$$

※ア 軽減税率等適用法人においては各税率に按分した額

※イ 「5. 従業者の算定方法(2) 取得等又は新增設設備に直接従事する従業者」を参照

※ウ 「5. 従業者の算定方法(3) 県内の従業者数」を参照

4. 不均一課税の内容（※事業年度により下記と異なる場合があります。）

区分	要件			事業税		不動産取得税		県固定資産税 (大規模償却資産)	
	対象とする業種	特別償却の設備取得額の要件 ※1	青色申告の要否	不均一課税でない期間	不均一課税額	対象となる不動産	不均一課税額		
不均一課税	半島振興対策実施地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>●製造業</li> <li>●情報サービス業等 ※2</li> <li>●農林水産物等販売業 ※3</li> <li>●旅館業 (下宿営業、風俗関連営業に該当する事業を除く。)</li> </ul>	【別表2】のとおり	要	3年間	下記(B)の計算のとおり	[建物] 設備に係る工場用建物等  [土地] 取得後1年以内に工業用建物の建設に着工した場合の敷地で直接製造等の用に供する建物の垂直投影部分	対象部分の課税標準額 × 税率 × 1/10 (免除額 9/10)	[免除期間] 3年間  [不均一課税額] 対象部分の課税標準額 × 税率 × 1/10 (免除額 9/10)
	地方活力向上地域等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域再生法に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って、適用の対象となる期間に、特定業務施設(※4)を新增設した認定事業者</li> </ul>	3,800万円以上(中小事業者等1,900万円以上) ※5	要	3年間	下記(C)の計算のとおり	対象外		[免除期間] 3年間  [不均一課税額] 対象部分の課税標準額 × 税率 × 【初年度】 課税免除 【第2年度】 1/4 (免除額 3/4) 【第3年度】 1/2 (免除額 1/2)

【別表2】

資本金の額等	取得価額の合計額
1,000万円以下・個人	500万円以上
1,000万円超5,000万円以下	1,000万円以上
5,000万円超	2,000万円以上

※情報サービス業等、農林水産物販売業は左表に関わらず500万円以上。

※対象資産について市町の産業振興促進計画に適合している旨の市町発行の証明書が必要。

(B) 事業税の免除税額（不均一課税）

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{9}{10}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{9}{10}$

※ア 軽減税率等適用法人においては各税率に按分した額

※イ 「5. 従業者の算定方法（2）取得等又は新增設備に直接従事する従業者」を参照

※ウ 「5. 従業者の算定方法（3）県内の従業者数」を参照

(C) 事業税の免除税額（不均一課税）

【初年度】

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{2}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{2}$

【第2年度】

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{4}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{4}$

【第3年度】

個人：当該年の所得金額	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{8}$
法人：当該事業年度の所得金額 (所得割のみ) ※ア	×	$\frac{\text{新增設備に直接従事する従業者数※イ}}{\text{県内の従業者数※ウ}}$	×	税率	×	$\frac{1}{8}$

## 5. 従業員の算定方法

### (1) 従業員の算定基準

設備に直接従事する従業員数や県内の従業員数は、次の基準により算定します。

#### ①事業年度の中で新設された場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{事業年度の末日} \\ \text{現在の従業員数} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{新設された日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

#### ②事業年度の中で廃止された場合

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{廃止された月の前月} \\ \text{末日現在の従業員数} \end{array}} \times \boxed{\frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

#### ③事業年度の各月の末日現在の従業員数のうち、最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合

$$\boxed{\frac{\text{事業年度の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}}$$

#### ④上記(①、②、③)以外の場合

事業年度の末日現在の事務所または事業所の従業員数

### (その他注意事項)

- ・人数は、1人に満たない端数を生じた場合は1人とし、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。
- ・事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業員数は、1.5倍して算定します。(例15人→ $15 + (15 + 1) \times 1/2 = 23$ 人)
- ・業種が非製造業であっても、事務所または事業所の数は考慮せず、所得金額を従業員数のみで按分して計算します。

### (2) 「取得等又は新增設 設備に直接従事する従業員」とは

新規採用、配置転換等を問わず取得等した設備による事業に直接従事する従業員をいいます。従って、当該設備による事業に直接従事しない会社役員、事務職員、守衛等は含みません。

なお、工場を取得等した場合で、その工場内にある事務室等に従事する事務職員等は、「取得等又は新增設備に直接従事する従業員」に含みます。ただし、営業の職員は含みません。

### (3) 「県内の従業員数」とは

当該取得等された設備ごとに算定した取得等にかかる従業員数と、当該取得等された設備ごとに算定した取得等にかかる従業員以外の者の数、および当該法人または個人が県内に有する他の設備にかかる従業員数(上記(1)の算定基準を適用した数)の合計です。

## 6. 課税免除の手続きについて

### (1) 提出書類 (各2部)

区 分	事業税の課税免除等			不動産取得税及び県固定資産税の課税免除等
	個人 (製造業等)	法 人	個人 (畜産業等)	
課税免除・不均一課税申請書	○	○	○	○
課税免除等申請明細書	○	○	○	○
事業所の位置図	○	○	○	
償却資産の配置図	○	○		△
確定申告書の写し	○		○	△
青色申告決算書(減価償却計算書)の写し	○			△
法人税申告書別表一(一)の写し		○		△
法人税法施行規則別表16(1)(2)の写し(減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)、特別償却限度額の計算に関する附表		○		△
固定資産台帳兼減価償却額明細書、計算表等	○	○		△
事業報告書等事業内容の分かるもの		○		△
会社概要(パンフレット等)		○		△
取得等した設備のパンフレット	○	○		△
当該事業所の年次別建設計画又は設備投資計画書	○	○		
定款の写し		○		
建物の配置図、平面図(寸法の表示のあるもの)				○
家屋の建築請負契約書等、登記簿謄本の写し				○
(土地が対象の場合) 売買契約書の写し、登記簿謄本の写し				○
(地方活力向上地域等の場合) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び認定通知書の写し	○	○	○	○

※△については、事業税と合わせて申請をする場合は不要ですが、不動産取得税のみの場合は、提出が必要です。

### (その他の添付書類)

- ・分割法人は課税標準の分割に関する明細書の写し
  - ・特別償却を受け得る状態であるが、受けていない場合は、受けていない旨の理由書
  - ・「産業振興機械等に係る確認申請書」(写し) ※(半島振興法)・・・市町が発行
  - ・「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」(写し) ※(過疎法)・・・市町が発行
- ※市町が発行する確認申請書について、対象資産が特別償却を受けていない場合は、原本を提出してください。

(2) 申請書類の提出期限

課税免除等を受ける場合には、申請書および関係書類を下記の期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
個人事業税	個人事業税の確定申告書の提出期限まで
法人事業税	法人事業税確定申告書の提出期限まで
不動産取得税	当該不動産を取得した事業年(度)にかかる事業税の申告書の提出期限まで
県固定資産税	固定資産税(償却資産)申告書の提出期限まで

※事業税の場合、設備の取得等の初年度の申告税額が0円でも申請書類の提出が必要です。

7. お問い合わせ先

県税事務所	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
桑名県税事務所	511-8567	桑名市中央町 5-71	(0594) 24-3613	桑名市、いなべ市 桑名郡、員弁郡
四日市県税事務所	510-8511	四日市市新正 4-21-5	(059) 352-0577	四日市市、三重郡
鈴鹿県税事務所	513-0809	鈴鹿市西条 5-117	(059) 382-8662	鈴鹿市、亀山市、
津総合県税事務所 課税一課	514-8567	津市桜橋 3-446-34	(059) 223-5025	津市
法人調査課	514-8567	津市桜橋 3-446-34	(059) 223-5028	外形対象法人 ※
松阪県税事務所	515-0011	松阪市高町 138	(0598) 50-0511	松阪市、多気郡
伊勢県税事務所	516-8566	伊勢市勢田町 628-2	(0596) 27-5132	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡
伊賀県税事務所	518-8533	伊賀市四十九町 2802	(0595) 24-8024	伊賀市、名張市
紀州県税事務所	519-3695	尾鷲市坂場西町 1-1	(0597) 23-3419	尾鷲市、北牟婁郡 熊野市、南牟婁郡

※ 外形対象法人とは、事業年度終了の日の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人です。

(ただし、公益法人、特別法人等は除く。)